

(大阪税関をご利用の皆様へ)

令和元年5月
大 阪 税 関

関西空港税関支署における通関処理体制の変更について

平素から税関行政に対して、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

関西空港税関支署におきましては、より効率的な業務運営に資するため、通関処理体制について下記のとおり変更を行うこととしたのでお知らせします。

なお、運用面等の詳細については改めてお知らせ致します。

引き続き、皆様方のご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 変更年月日

令和元年7月1日（月）

2. 通関処理体制の変更内容（別紙参照）

- ・一般通関部門を増設し、担当類を変更（現行通関第3部門及び第4部門の処理は、それぞれ第5部門、第6部門に移行）
- ・特別通関部門で処理しているS P輸出入申告（マニフェスト申告を除く）を一般通関部門で処理
- ・特別通關部門を増設
- ・修正申告（事後調査によるものを除く）を特別通關部門で処理

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせにつきましては、下記の窓口へお願い致します。

関西空港税関支署業務管理課 電話（072）455-1703

(別紙)

現行		変更後	
部門 (コード)	主な業務	部門 (コード)	主な業務
通関第1部門 (01)	・ <u>一般貨物 (2~43類、90~97類)</u> の通関に係る事務	通関第1部門 (01)	・一般・ <u>S P貨物 (2~24類、96~99類)</u> の通関に係る事務
通關第2部門 (02)	・ <u>一般貨物 (44~89類)</u> の通關に係る事務	通關第2部門 (02)	・一般・ <u>S P貨物 (25~49類、90~95類)</u> の通關に係る事務
通關第3部門 (03)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人通關貨物以外のマニュアル申告 (生鮮等緊急貨物を除く) による輸出入通關等に係る事務</u> ・<u>機用品の通關に係る事務</u> ・<u>修正申告に係る事務 (事後調査によるものに限る)</u> 	通關第3部門 (03)	・一般・ <u>S P貨物 (50~63類)</u> の通關に係る事務
通關第4部門 (04)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>タンクその他の計量機器の調査及び確認事務</u> ・<u>航空機部分品等に係る国産困難確認に係る事務</u> ・<u>減免税に係る事務 (カルネに係るものに限る)</u> ・<u>カルネ通關に係る事務</u> 	通關第4部門 (04)	・一般・ <u>S P貨物 (64~89類)</u> の通關に係る事務
(新設)		<u>通關第5部門 (05)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人通關貨物以外のマニュアル申告 (生鮮等緊急貨物を除く) による輸出入通關等に係る事務</u> ・<u>機用品の通關に係る事務</u> ・<u>修正申告に係る事務 (事後調査によるものに限る)</u>
(新設)		<u>通關第6部門 (06)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>タンクその他の計量機器の調査及び確認事務</u> ・<u>航空機部分品等に係る国産困難確認に係る事務</u> ・<u>減免税に係る事務 (カルネに係るものに限る)</u> ・<u>カルネ通關に係る事務</u>
特別通關 第1~6部門 <u>(06)</u> (07) (66)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>S P貨物 (マニフェスト申告貨物を含む) の通關に係る事務</u> ・<u>S P貨物 (マニフェスト申告貨物を含む) に係る検査</u> または貨物確認 	特別通關 第1~8部門 <u>(55)</u> (07) (66)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般・<u>S P貨物 (マニフェスト申告貨物を含む)</u>に係る検査 または貨物確認 ・<u>マニフェスト申告貨物の通關に係る事務</u> ・<u>修正申告に係る事務 (事後調査によるものを除く)</u>